

# 仕様書

## 第1 件名

「『歌舞伎の街・浅草』アピール事業 浅草・歌舞伎まち歩きガイド認定インターンシップ制度づくりイベント」実施委託

## 第2 目的

浅草と言えば浅草寺詣と門前町の散策が訪問の主目的である。しかしそれ以外にも浅草を観光する上での観光資源は多くあるが、広く訴求が行われていない。今後の浅草観光を鑑みるに、リピーター対策を考えなければいけない地域である。「浅草再訪」のリピーターを形成するためには、「近世江戸の町人文化が浅草で見発見できること」をより多くの人へ発信していくことが重要である。

本事業では町人文化の象徴である歌舞伎を通じて、まち歩きの観光コースを策定し、特に日本の若者層、大学生に対して江戸歌舞伎の浅草ガイド育成・認定を行い、もって浅草地域への観光誘客を図る。

なお、本事業は、一般社団法人浅草観光連盟（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月21日まで

## 第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

2月	連携協議会の開催（以降随時実施、月1回程度）
2～3月頃	浅草・歌舞伎まち歩きコースの策定・ガイド認定カリキュラム作成 ・各種ツール作成
4月頃	まち歩きコース、ガイド認定資料監修・完成
5～7月頃	ガイド認定募集案内・告知開始、受付開始
8月頃	講座・座学、ツアー体験実施
9月	ガイド認定・登録、効果の検証、次年度継続性の課題整理、報告書作成

## 第6 委託内容

### 1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び浅草地域の関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、事業実施について検討会を開催すること。なお、協議会は、2月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

## 2 浅草・歌舞伎まち歩きコースの策定

(1) 町人文化の象徴である「浅草・歌舞伎」をテーマとしたまち歩きコースを作成すること。将来的に着地型旅行商品化を見据えられるものとし、TCVB 及び企画提案者に企画案を提示し承認を得ること。コース策定の際には下記の例示した場所を参考とすること。

例 岡崎屋勘六の墓, 河竹黙阿弥住居跡之碑, 団十郎「暫」, 助六の歌碑 等

(2) 上記で作成したものを企画提案者所有のスマホアプリ「365ASAKUSA」へ掲載可能な形で提供すること。

## 3 まち歩きガイド育成カリキュラム・ツール作成

本事業のまち歩きガイド育成のための座学やツアー体験のための浅草・歌舞伎の知識を盛り込んだカリキュラム作成を行うこと。その際前述の「浅草・歌舞伎まち歩きコース」を活用すること。

カリキュラムを教材化したツールを作成し、「浅草・歌舞伎まち歩きコース」を含む教材について、専門家・大学講師等からの監修を受けること。

なお、実際のツアーガイド時にもマニュアルとして使用に耐えうるものを想定すること。

## 4 まち歩きガイド育成・認定インターンの企画・実施

3において作成したツールを活用し、まち歩きガイド育成・認定インターンを企画・実施すること。なお、最終的にはTCVB 及び企画提案者と協議の上、実施する。

### (1) 開催時期等

時期等 : 8~9月頃、一度のガイド育成・認定までを3日程度を想定

人数等 : 期間内において、25名程度のまち歩きガイドの認定を行うこと。

### (2) 内容

#### ① 座学・講座

3で作成したツールを活用し江戸歌舞伎について理解が深まる座学・講座を行うこと。講座内容・講師・その他会場設定は提案による。なお会場設定については以下の例を参考とすること。

例 「浅草 見番」、「浅草文化観光センター」、「台東区民会館」等

#### ② 浅草・歌舞伎まち歩きガイド体験

2で策定した「浅草・歌舞伎まち歩きコース」を用い、ガイド体験を行うこと。その際、ツアーガイドのための講師を同行させるとともに、受講者がガイド役と観光客役を交互に体験できるような構成とすること。

#### ③ 浅草・歌舞伎まち歩きガイド認定

①②で行ったカリキュラムを踏まえ、受講者より適正判断のためのレポートを提出させること。テーマ・内容については提案によるが、旅行者誘致のための題材とすること。提出されたレポートにて適正確認し、「浅草・歌舞伎まち歩きガイド」としての認定を行うこと。

## 5 まち歩きガイド育成・認定インターンの告知・PR

4の実施に当たっては、各都内大学のインターン受付部署等へ募集案内を、ポスター、パンフレット、ウェブサイト、SNS等を作成・活用し、広く周知すること。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、次年度以降の継続性を考慮し、ウェブサイトについては企画提案者所有のウェブサイトを活用したものを想定すること。

情報発信については、今後の事業においても企画提案者自身が効果的に広報できるよう、後述のツールブック等にてフィードバックすること。

なお、最終的にはTCVB及び企画提案者と協議の上、実施する。

## 6 事業の効果及び事業継続性の検証

まち歩きガイド受講者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、次年度以降、認定したガイドを実際のツアーガイドとして派遣するための仕組み・手法の課題整理を行い、連携協議会にフィードバックすること。

## 7 「『歌舞伎の街・浅草』アピール事業 浅草・歌舞伎まち歩きガイド認定インターンシップ制度づくりイベントのツールブック（仮）」の作成

5における検証を通じて整理された浅草地域への観光誘客の課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2017の印刷物における水準1を満たすこと。

## 8 報告書類の提出

受託者は、1から6の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

## (1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

### 1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、

事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

### 2 浅草・歌舞伎まち歩きコースの策定

### 3 まち歩きガイド育成カリキュラム・ツール作成

### 4 まち歩きガイド育成・認定インターンの企画・実施

### 5 まち歩きガイド育成・認定インターンの告知・PR

### 6 実施結果

### 7 事業の成果

### 8 今後の課題

### 9 今後の展開

### 10 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項6「『歌舞伎の街・浅草』アピール事業 浅草・歌舞伎まち歩きガイド認定インターンシップ制度づくりイベント」のツールブック(仮)の「その他」右欄に同じ

## (2) 事業実施報告書概要版

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

### 1 現状・課題

### 2 実施内容

### 3 成果

### 4 課題

### 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)
-----	---

その他	前項6「『歌舞伎の街・浅草』アピール事業 浅草・歌舞伎まち歩きガイド認定インターンシップ制度づくりイベント」のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ
-----	--

## 第7 納入物件

- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 事業実施報告書  | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版   | 10部 |
| 3 | 「『歌舞伎の街・浅草』アピール事業 浅草・歌舞伎まち歩きガイド認定インターンシップ制度づくりイベント」のツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 | 1及び2の電子データ（DVD-R等）   | 2部  |
| 5 | 3の電子データ（DVD-R等）  | 2部  |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ   | 2部  |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

## 第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
  - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
  - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
  - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
  - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
  - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。
 

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を

説明すること。

6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。

2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。

2 万が一、事故が発生した場合は、直ちにTCVBに連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

## 第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第12 その他

1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。また、進捗状況に関するTCVBの指示を遵守すること。

2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者はTCVBと十分な協議を経た上で速やかに実施すること。

3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。

4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。  
不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

### 第13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒井

電話03-5579-2682/FAX03-5579-8785